

平成24年度
松江市原子力防災訓練

《松江市実施要領》

松 江 市

平成24年度原子力防災訓練

【松江市】

《経緯と目的》

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故は、同発電所を中心とした半径20km等の広域的に避難が指示されるなど、今までの国の原子力防災に対する概念を大きく覆すものであり、昨年度の訓練では、従来の島根県と松江市に鳥取県及び30km圏内の周辺市を加えた新たな枠組みで、行政機関における体制整備を目的とした初動活動を中心とした訓練や、市全域の関係施設等への情報伝達訓練を実施した。

今年度実施する訓練は、島根原子力発電所における原子力災害発生時に島根県広域避難計画に基づく広域避難措置を円滑に実施するため、島根原子力発電所から5km圏内の公民館区、支所の避難先の一つである大田市や防災関係機関相互の協力の下、地域住民、学校の生徒の避難誘導や避難措置、避難所等の設置運営訓練等を実施する。

昨年度と同様に、原子力防災体制の見直しに併せ、原子力災害発生時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を目的とした初動対応訓練や、市全域の関係施設等への情報伝達訓練について、引き続き実施する。

《実施日時》

平成25年1月26日(土) 7:00~16:30

(関係機関等への情報伝達訓練は、1月28日(月)に一部対象施設を実施)

(初動対応訓練のうち災害対策要員の研修は、12月17日(月)、12月18日(火)に実施)

(緊急時モニタリング訓練に関する指定要員等の事前研修は、12月20日(木)、1月17日(木)、18日(金)に実施)

《実施場所》

大田総合体育館(大田市)、サンレディー大田(大田市)、松江市役所本庁、支所^{※1}、公民館^{※2}、小中高校^{※3}、幼稚園、保育所、島根県原子力環境センター、島根原子力防災センター、島根原子力発電所 等

※1・・・鹿島・島根両支所は支所災害対策本部を設置。

※2・・・生馬・古江両公民館は地区災害対策本部を設置。

※3・・・鹿島中学校については避難訓練を実施。

《参加機関》

大田市、鹿島自治連合会、島根地区自治会連合会、生馬地区町内会・自治会連合会、古江地区自治協会、松江市消防団、松江市町内会・自治会連合会、山陰ケーブルビジョン、中国電力株式会社、(公財)しまね国際センター、(福)しらゆり会、(福)宝珠会、(福)ねむの木福祉会、(福)湖朋会、(福)嵩見保育所、(福)島根県社会福祉事業団、(福)比津が丘保育園、(福)松江福祉会、(福)みずうみ、(福)聖徳福祉会、(株)めぐみ、(福)松生会、(福)ナザレン愛児会、(福)鉄道弘済会、(福)松尾保育所、(福)みつき福祉会、(福)みどり愛児会、(福)恵泉会、(福)虹の子福祉会、(福)上口福祉会、(福)松江福祉公社、(福)チャイルド福祉会、(福)竹矢福祉会、(福)ひよし福祉会、(福)乃木愛育会、(福)袖師保育所、(福)つわぶき、(学)朋和学園、(福)玉依会、(福)たけかや福祉会、(福)玉造厚生会、(福)はなぶさ、山陰中央ヤクルト販売(株)、国立大学法人島根大学、日本赤十字社、国立病院機構松江医療センター、医療法人創建会、バンボハウス、島根県警察本部、松江警察署、陸上自衛隊13旅団、(独)原子力安全基盤機構、(独)日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター、原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、島根県、松江市、松江市教育委員会、松江市消防本部、松江市水道局、松江市ガス局、松江市交通局、松江市立病院 等

《訓練想定》

『島根原子力発電所2号機(定格出力82万キロワット)において、原子炉の運転中に送電線事故の影響により外部電源喪失(所内単独運転失敗)し、原子炉が自動停止した。その後、非常用ディーゼル発電機の故障停止により原災法第10条に該当する異常事態へ至り、さらに、原子炉を冷却するすべての機能が喪失したことにより原災法第15条に該当する原子力緊急事態に至った』という想定のもとで、訓練を行う。

注1)原災法第10条事象・・・原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象(原子力事業所の区域の境界付近において定められた基準以上の放射線量が検出されたこと、またはその他の政令で定める事象の発生)が発生し、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練でいう「特定事象」は、「全交流電源喪失」を想定。

注2)原災法第15条事象・・・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失するなど、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく異常な事象が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられ、国において原子力災害対策本部が設置される事象。

今回の訓練でいう「異常な事象」は、「原子炉冷却機能喪失」を想定。

《訓練項目及び内容》

☆市が主体となって行う訓練

1. 初動対応訓練(原子力災害対策本部設置運営訓練を含む)

発電所から原災法第10条に該当する事象の発生連絡を受け、原子力災害対策本部を設置、会議を開催し、事故進展に備えた市の取るべき措置等について検討する。

更に、その後事象が進展し、原災法第15条に該当する事象の発生及び原子力緊急事態宣言並びに避難指示の連絡を受け、速やかに島根県広域避難計画に基づき避難措置を実施するとともに、防災関係機関相互の対応状況の確認等、原子力災害対策本部会議を開催し、市の取るべき措置等について検討する。

※安全協定第10条に基づく異常時の連絡、事故対策会議の設置・開催については想定。

○内部組織での通信連絡訓練

・原災法第10条通報受信後の本部要員(企業局・支所等)への通信連絡を行う。

【段階別通信及び参集】

・現地事故対策連絡会議要員等のオフサイトセンターへの要員の派遣を行う。

・広域避難措置に備えた対象地区・支所及び広域避難受け入れ先への対応要員の派遣を行う。

○外部機関との通信連絡訓練

・島根県、大田市、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、専用電話回線等を使用した通信連絡を行う。

○原子力災害対策本部会議の開催及び運営訓練

・本庁においては、構成部局により災害関連情報を共有し、市の取るべき措置等について検討するとともに、会議決定事項等を支所・地区災害対策本部、島根県、大田市、全企業局、消防本部へ伝達する。

・設置する支所・地区災害対策本部においても、構成部局(本庁応援要員を含む)等により災害関連情報及び本庁原子力災害対策本部会議決定事項を共有し、取るべき措置等について検討する。

・該当地区以外の地区、鹿島・島根を除く支所、企業局等においては、災害対策本部の設置、本庁災害対策本部会議結果の情報伝達については想定とする。

【本庁】原子力災害対策本部会議の設置・運営訓練(2回)、TV会議の運営訓練(1回)

【鹿島・島根支所】支所災害対策本部会議の設置・運営訓練(2回)

【地区災害対策本部(生馬・古江地区)】地区災害対策本部会議の設置・運営訓練(2回)

2. オフサイトセンター要員派遣訓練

- 合同対策協議会構成員、機能班の派遣訓練
 - ・原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)の設置運営に必要な要員の派遣訓練を実施する。
 - ※訓練においては、合同対策協議会構成員に替え、現地事故対策連絡会議構成員を派遣する。
- 【訓練対象】 現地事故対策連絡会議構成員 1 名、機能班要員 1 名

3. 緊急時モニタリング訓練

- 緊急時モニタリングセンター要員派遣訓練
 - ・島根県が定める緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングセンターに指定要員を派遣し、緊急時モニタリング活動を実施する。
- 【訓練対象】 島根県緊急時モニタリングセンター構成員等9名(環境保全部9名)
- 各支所管内の機動モニタリング活動訓練
 - ・緊急時モニタリング計画に基づき、広域的な車両を用いた機動モニタリング活動を実施する。
- 【訓練対象】 鹿島・島根支所を除く各支所2名。

4. 緊急被ばく医療活動訓練

- 汚染等を伴う救急患者搬送・医療処置等訓練
 - ・島根原子力発電所内で発生した汚染等のある患者の救急搬送及び被ばく医療機関等における除染等の処置を行う。
- 【訓練対象】 松江市立病院、松江市消防本部
- ヨウ素剤搬送訓練
 - ・住民、学校の避難訓練に併せて、ヨウ素剤の搬送訓練を実施する。
- 【訓練対象】 避難対象地区、学校、支所へのヨウ素剤の搬送(保健師5名)

5. 広報活動訓練

- 住民への広報訓練
 - ・住民への広報訓練については、多重の方法により住民への迅速かつ的確な情報伝達訓練を実施する。
- 【広報手段】防災行政無線(同報系)、有線放送、松江市行政情報告知システム、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール、しまね国際センターメールマガジン、松江市公式 twitter、広報車
- ※国際文化観光都市という地域特性から、メールマガジンでは外国語を交えて実施する。
- 【対象地区】全市域
- ※事前広報については、上記広報手段のうち複数を用いて行う。
- ※広報手段毎の対象地区については、「6. 住民の避難措置等訓練」、「7. 学校等の避難措置等訓練」、「8. 災害時要援護者の避難措置等訓練」、の訓練計画を踏まえて実施する。

6. 住民の避難措置訓練

- 住民の広域避難訓練
 - ・鹿島、島根、生馬、古江4地区の住民及び、松江市全地区の地区代表者(町内会・自治会連合会会長、消防団、公民館長)の参加により、大田市*に設置する避難経由所、避難所を用いた広域的な避難訓練を行う。
 - ※島根地区の避難計画における避難先は異なるが、発電所近隣地区であることから、今回

は避難措置に係る手順確認と位置付け対象地区とする。

【訓練対象地区及び対象者】

- ・避難訓練:鹿島地区約100名、島根地区約35名、生馬地区約35名、古江地区約40名、地域代表者70名の合計約280名。
- ・避難訓練では、災害時要援護者(模擬)の搬送訓練を併せて実施する。

【一時集結所】

- ・鹿島地区:御津公民館、講武公民館、手結集会所、片句集会所(付近バス停)、古浦集会所、恵曇公民館、鹿島文化ホール
- ・島根地区:マリゲートしまね
- ・生馬地区:生馬公民館
- ・古江地区:古江小学校(入口バス停)

【避難所】

- ・避難経由所:大田総合体育館(大田市大田町大田口1451番地)
- ・避難所:サンレディー大田(大田市大田町大田口1329番地9)

7. 学校の避難措置等訓練

○学校の広域避難訓練

- ・鹿島中学校の生徒の参加により、大田市*に設置する避難経由所、避難所を用いた広域的な避難訓練を行う。

【避難訓練対象学校及び対象者】

- ・鹿島中学校1年生 計約65名

【避難所】

- ・避難経由所、避難所は「6. 住民の避難措置訓練」と同様。

○保護者への避難完了伝達訓練

- ・避難した生徒の保護者への連絡方法の確認のため、避難所到着時に避難完了伝達訓練を行う。

【訓練対象者】

- ・鹿島中学校教員、市職員

○学校の屋内退避訓練

- ・防災無線等を活用し、各学校等への緊急時の通信連絡を行い、教員等による児童・生徒等への連絡、誘導及び屋内退避を行う(実施日は、「9. 関係機関等への情報伝達訓練」による)。

【屋内退避訓練対象学校】

- ・松江市立の全小学校、中学校、高校 等

8. 災害時要援護者の避難措置等訓練

○社会福祉施設への通信連絡及び避難訓練

- ・社会福祉施設(入所施設)における「原子力災害にかかる避難計画」作成ガイドラインの検証のため、島根県において実施される施設への通信連絡及び避難訓練に参加する。

【訓練対象施設】

- ・社会福祉法人 山陰家庭学院 ゆうなぎ苑 (島根町)

○災害時要援護者の広域避難訓練

- ・「6. 住民の避難措置訓練」に併せて、各地区にて在宅要援護者を想定した車イスによる搬送訓練を行う。

【訓練対象地区】

- ・鹿島地区、島根地区、生馬地区、古江地区

9. 関係機関等への情報伝達訓練

市全域の関係施設等への情報伝達訓練を実施する。

※「消防団」、「松江市町内会・自治会連合会」への情報伝達訓練は1月26日(土)、それ以外の対象区分は1月28日(月)に実施する。

※鹿島中学校への情報伝達訓練は1月26日(土)に実施する。

○学校施設・幼保施設

・防災無線等を活用し、各学校等への緊急時通報連絡訓練(学校については併せて屋内退避訓練を実施)を行う。

【訓練対象】

(高 校)市内全市立高校・・・(全1校)

女子高

(中学校)市内全市立中学校他・・・(地区順に記載 全18校)

第一中、第二中、第三中、第四中、湖南中、湖東中、本庄中、湖北中、鹿島中、島根中、美保関中、八雲中、玉湯中、宍道中、宍道中大野原分校、八束学園(八束中)、東出雲中、島根大学附属中

(小学校)市内全市立小学校他・・・(地区順に記載 全36校)

母衣小、城北小、内中原小、中央小、雑賀小、津田小、古志原小、川津小、朝酌小、法吉小、竹矢小、乃木小、忌部小、大庭小、生馬小、持田小、古江小、本庄小、大野小、秋鹿小、恵曇小、佐太小、鹿島東小、島根小、美保関小、八雲小、玉湯小、大谷小、宍道小、来待小、来待小大野原分校、八束学園(八束小)、出雲郷小、揖屋小、意東小、島根大学附属小

(幼稚園)市内全市立幼稚園他・・・(地区順に記載 全30園)

母衣幼、城北幼、内中原幼、中央幼、雑賀幼、津田幼、古志原幼、川津幼、朝酌幼、竹矢幼、忌部幼、大庭幼、生馬幼、持田幼、古江幼、本庄幼、大野幼、秋鹿幼、恵曇幼、佐太幼、講武幼、八雲幼、玉湯幼、大谷幼、出雲郷幼、揖屋幼、意東幼、幼保園のぎ、しんじ幼保園、島根大学附属幼

(保育所)市内全保育所・・・(地区順に記載 全77所(園))

しらゆり千鳥保育園、たまち保育園、たまち乳児保育園、城東保育所、あおぞら保育園、たまち育英北保育園、笑美保育所、しらゆり第2保育園、嵩見保育所、しらとり保育所、末次保育所、比津ヶ丘保育園、比津ヶ丘保育園融合センター、比津ヶ丘保育園わらべのその、法吉保育所、みずうみ保育園、みずうみ第2保育園、みのり黒田保育園、浜佐田保育園、みのり保育園、みのり乳児保育園、ふたば保育所、ふたば第二保育所、本庄保育所、御津保育所、恵曇保育所、マリン保育所、野波保育所、美保関西保育所、美保関東保育所、やつか保育園、白湯保育所、松江ナザレン保育園、松江保育所、松原保育園、松尾保育所、みつき保育園、みつき乳児保育園、みどり保育所、愛恵保育園、虹の子保育園、なかよし保育園、古志原保育所、こばと保育園、運動公園前保育所チャイルド、しらゆり第3保育園、わかたけ保育園、ひよし第2保育園、乃木保育所、袖師保育所、みつき田和山保育園、みつき田和山第2保育園、みつき田和山夜間保育園、つわぶき保育園、しらゆり保育園、育英保育園、なの花保育園、つわぶきこども園、八雲保育園、たけかや保育園、ひよし保育園、湯町保育園、玉湯さくら保育園、揖屋保育園、意東保育園、出雲郷保育園、錦新町保育園、ヤクルトうさぎ園、ヤクルトたんぼぼ園、ヤクルトさくらんぼ園、松江赤十字病院保育所、国立病院機構松江医療センターさくら保育園、松江記念病院保育所すぎのこ園、バンボハウス、松江市魚瀬世代間交流会館、松江市立病院院内保育所たわやまっこ、社会福祉法人みずうみ企業内保育園

学校施設・幼保施設合計(全162施設)

○公民館

・防災無線等を活用し、公民館への緊急時通報連絡訓練を行う。

【訓練対象】

川津公民館、朝酌公民館、本庄公民館、持田公民館、城東公民館、城北公民館、城西公民館、法吉公民館、生馬公民館、古江公民館、秋鹿公民館、大野公民館、雑賀公民館、朝日公民館、白瀉公民館、乃木公民館、忌部公民館、竹矢公民館、津田公民館、大庭公民館、古志原公民館、恵曇公民館、佐太公民館、講武公民館、御津公民館、島根公民館、美保関公民館、八雲公民館、玉湯公民館、宍道公民館、来待地区公民館、八束会館、出雲郷公民館、揖屋公民館、意東公民館、上意東公民館・・・(全36公民館)

○消防団

・防災無線を活用し、消防団長、各方面団長に対する緊急時通報連絡訓練を行う。

【訓練対象】

消防団長、松江橋北方面団、松江橋南方面団、鹿島方面団、島根方面団、美保関方面団、八雲方面団、玉湯方面団、宍道方面団、八束方面団、東出雲方面団・・・(全11名)

○松江市町内会・自治会連合会

・自治会連合会長FAXを活用し、各地区会長あてに情報伝達訓練を行う。

【訓練対象】

城東地区、城北地区、城西地区、白瀉地区、朝日地区、雑賀地区、津田地区、古志原地区、川津地区、朝酌地区、法吉地区、竹矢地区、乃木地区、忌部地区、大庭地区、生馬地区、持田地区、古江地区、本庄地区、大野地区、秋鹿地区、鹿島地区、島根地区、美保関地区、八雲地区、玉湯地区、宍道地区、八束地区、東出雲地区・・・(全29名)

○災害時要援護者

・島根県より全ての社会福祉施設への緊急時通報連絡訓練を行う。

10. 原子力防災学習会

○原子力防災学習会

・原子力防災に関する知識普及のため、「6. 住民の避難措置訓練」、「7. 学校の避難措置等訓練」に併せて避難住民及び学校の児童・生徒を対象に専門講師を招き原子力防災学習会を開催する。

【訓練対象】

・鹿島地区、島根地区、生馬地区、古江地区、地区代表、鹿島中学校

【会場】

・避難所:サンレディー大田(大田市大田町大田口1329番地9)

☆国、県、中国電力及び市共通の訓練

1. 初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練)【県庁、OFC、市役所本庁及び各支所】

- ・原災法10条通報から原災法15条までの各機関の対応の手順の確認を行い、併せて関係機関との通信連絡訓練を行う。
- ・事象の進展に伴い、災害対策本部会議を開催する。

2. オフサイトセンター設置運営訓練【OFC】

- ・原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)において設置運営訓練を実施する。
- ・県災害対策本部等とオフサイトセンター間でTV会議システムを使用した情報伝達訓練を行う。
- ・オフサイトセンター要員等を対象に原子力防災やオフサイトセンターの役割等について研修を行う。

3. 社会福祉施設(入所施設)等の避難措置等訓練【福祉施設、陸上自衛隊】

- ・介護老人福祉施設 ゆうなぎ苑(松江市島根町大芦)において、島根県及び松江市からの連絡・指示等を受け、施設内での情報共有、関係機関等への通信連絡等を行う。
- ・島根県から県内の社会福祉施設及び病院等に対して注意喚起の通信連絡を行う。
- ・ゆうなぎ苑職員により、入所者を安全に居室から避難車両・自衛隊ヘリに乗車・搭乗させるまでの避難支援及び避難路の確保、避難車両の施設内での誘導等を行う。

4. 緊急時モニタリング訓練【島根県原子力環境センター】

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故、国の原子力災害対策指針の見直しを踏まえて、環境放射線モニタリング体制を強化する必要があるため、今年度新たに「島根県緊急時環境放射線モニタリング計画」を策定する。この計画に沿って30km 圏内における緊急時モニタリング訓練を実施し、実務全般の習熟度向上を図るとともに、計画の検証・修正検討に資する。

5. 緊急時被ばく医療活動訓練【県立中央病院 ほか】

- ・島根原子力発電所内診療所における初期診療、救急車両及び県防災ヘリコプターによる搬送及び被ばく医療機関での除染等処置を行う。

6. 自衛隊災害派遣運用訓練【陸上自衛隊第13旅団 ほか】

- ・原子力災害発生時の自衛隊の現地での迅速な救援活動を実施するため、連絡体制の確認及び現地での各種防災支援活動等を行う。
- ・陸上自衛隊第13旅団司令部付隊(科学防護小隊)により、避難所において車両等の除染活動(デモンストレーション)を行う。

7. 避難誘導、交通規制等措置訓練【島根県警察本部 ほか】

- ・「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」5km 圏域避難ルート図記載の避難誘導ポイント図記載の避難誘導ポイントに警察官を配置し、避難誘導及び流入警戒活動を行う。
- ・パトカーによる広域避難車両の先導及び避難所等における警戒活動を実施する。

《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する

平成24年度松江市原子力防災訓練のポイント

1. 初動対応訓練（原子力災害対策本部設置運営訓練を含む）
 - ・広域的な避難措置にあたっての、受入先自治体との連携を強化するため、大田市との通信連絡訓練及び大田市への連絡員派遣を初めて実施。
2. 広報活動訓練
 - ・松江市防災行政無線（同報系）スピーカー、松江市公式 twitter などを用いた、訓練広報を実施。
3. 住民の避難措置訓練
 - ・島根県広域避難計画（平成24年11月）に準じて、発電所近隣区域等を対象とした広域的な避難訓練を初めて実施。
 - ・全市的な取り組みとして、発電所近隣区域以外の市全域の地区代表者（松江市町内会・自治会連合会会長、消防団、公民館長）も避難訓練に初めて参加。
4. 学校の避難措置等訓練
 - ・島根県広域避難計画（平成24年11月）に準じて、発電所近隣の中学校生徒を対象とした広域的な避難訓練を初めて実施。
 - ・全市的な取り組みとして、市全域の市立高校、中学校、小学校において、情報伝達訓練に併せて屋内退避訓練及び原子力防災学習を実施。対象校は55校。
5. 関係機関等への情報伝達訓練
 - ・全市的な取り組みとして、市内の学校、幼稚園、保育所、公民館、消防団、自治会を対象に、情報伝達訓練を実施。情報伝達先は約240施設（人）。